年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10 件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 6件

新潟国民年金 事案 1090

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 11 月から 58 年 2 月までの国民年金 保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正 することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年5月から50年3月まで

② 昭和57年11月から58年2月まで

③ 平成13年3月

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の保険料の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

私は、昭和46年6月ごろに自営業を開業するに当たり、A銀行B支店に口座を開設した。口座を開設するときに国民年金保険料の口座振替などの各種手続を行ったのもこの時期である。

昭和48年に自宅購入資金として、A銀行B支店から融資を受けることになった。融資を受ける条件として、公共料金等の口座振替実績及び国民年金保険料などがきちんと納付されていることが確認された上で、融資が実行されたことをはっきり覚えている。

それにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②については4か月と短期間である上、申立人は、A銀行B支店の自身の普通預金口座から口座振替により保険料を納付していたとするところ、申立期間前後の保険料は納付済みであることを考慮すると、申立人が申立期間②の保険料を納付したと考えても不自然ではない。
- 2 申立期間①について、申立人は、昭和46年6月ごろにA銀行B支店にお

いて普通預金口座の開設手続を行い、国民年金保険料を口座振替により納付していたとするところ、同行の口座開設記録から、申立人名義の普通預金口座の開設日は同年5月28日であることが確認できるものの、普通預金のデータ蓄積期間は10年間と定められていることから、保険料の口座振替状況を確認することができない。

また、申立人及びその母の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿から、昭和49年5月1日に連番で払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間①のうち47年3月以前の期間については時効により保険料を納付することができない上、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者は家族や同じ住所地の者がまとまって記載されていることから、職権適用により払い出されたものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間①の保険料をまとめて納付したとする記憶は無いことから、過年度納付及び特例納付をうかがわせる事情は見当たらない。加えて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人は、A銀行B支店の自身の普通預金口座から口座振替により保険料を納付していたとするところ、同行の保存する普通預金元帳の記録から、残高不足により申立期間③の保険料を口座振替できなかったことが確認できる。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

申立人の申立期間①のうち、平成9年10月1日から同年11月5日までの期間の標準報酬月額については、9万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成9年10月1日から同年11月1日までの期間の上記訂 正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく 厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年9月1日から9年11月5日まで

② 平成14年4月1日から同年11月5日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②における標準報酬月額が実際と違っていることが分かった。

申立期間当時の給料支払明細書を保管しているので、申立期間①及び②の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①のうち、平成9年 10 月1日から同年 11 月1日までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、9万8,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給料 支払明細書において確認できる報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額 が平成6年1月から9年10月までの長期間にわたり一致していないことから、 事業主は、給料支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見 合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、上記 訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事 業主は、同年10月に係る保険料(上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年 金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成5年9月1日から9年10月1日までの期間について、申立人が所持する給料支払明細書から、事業主が源泉控除していたと確認できる厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と同額か、これよりも低額であることが確認できることから、記録を訂正する必要は認められない。

また、申立期間②については、申立人から提出された平成14年4月分から同年6月分までの給料支払明細書及び同年8月分から同年10月分までの給料支払明細書では、申立人に対して支給された給与から厚生年金保険料が控除された形跡は見当たらず、上記期間を含む申立期間②のすべてにおいて、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていなかったものと推認できることから、記録を訂正する必要は認められない。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支店における資格取得日に係る記録を昭和41年8月1日に、資格喪失日に係る記録を42年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月1日から42年4月1日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていなかったので、社会保険事務所(当時)に照会したところ、やはり、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

私は、昭和41年8月1日に、A社D出張所から同社C支店に転勤となり、 同社を退職する42年3月31日まで継続して勤務していた。

給与から厚生年金保険料を控除されていたと記憶しているので、給与明細書等の資料はないが、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された申立人に係る辞令簿及び同僚の証言から、申立人が申立期間において、A社に継続して勤務し(昭和41年8月1日にA社D出張所から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社D出張所に係る昭和41年7月の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から被保険者資格の取得及び喪失に係る届出が行われていないと認められる。その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年8月から42年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和49年8月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月31日から同年9月2日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務 した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないこと が分かった。

私は、昭和35年4月にA社に入社して以来、平成11年10月に同社を退職するまで、継続して勤務していた。

申立期間は、A社C営業所から同社B工場に異動をしただけであり、厚生年金保険被保険者資格の取得日又は喪失日のどちらかが誤っていると思われるので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社B工場から提出された従業員名簿及び当該事業所の回答から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し(昭和49年8月31日にA社C営業所から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場に係る昭和49年9月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は、社会保険事務所(当時)に対し、申立人の資格取得日を誤って届け出たと認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和49年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録を昭和50年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月1日から同年5月1日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間当時、昭和 49 年にA社本社管轄のC営業所へ出張になり、その後、同営業所へ転勤し、再び同社D工場へ戻った。

昭和47年3月にA社へ入社してから、平成18年8月に退職するまで、同社で継続して勤務しており、厚生年金保険被保険者期間に空白期間があることは考えられない。

給料は、毎月20日締めで25日に支給され、その都度、厚生年金保険料を 控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほ しい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録及び同社の回答書から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し(昭和 50 年 5 月 1 日に同社C営業所から同社D工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和 50 年 3月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から 9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「A社で、昭和50年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失するべきであった。」と認めていることから、事業主が昭和50年4月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

新潟国民年金 事案 1091

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年2月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和37年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年2月から60年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間の記録が未加入とされていた。このため、しばらくして、改めて社会保険事務所(当時)において国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金加入記録が確認できなかったとの回答を受け取った。

高校卒業後、私はA地方の大学に在学していたが、20歳になった昭和57年*月に、母が、B市役所C出張所において国民年金の加入手続を行い、保険料納付については、同市役所から郵送されてきた納付書に現金を添えて同出張所において納付していた。

保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされている ことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母は、申立人が 20 歳に到達した昭和 57 年*月ごろ、B市役所C出張所において、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したと主張しているが、自身とその夫の保険料については、「自宅から近いD信用金庫E支店(現在は、F信用金庫G支店)で納付していた。」とする一方、申立人の保険料については、「B市役所C出張所で納付していた。」としており、同じB市役所発行の納付書であるにもかかわらず別々の場所で納付していたとするなど、申立内容には不自然な点が見受けられる。

また、申立人は、オンライン記録から、基礎年金番号制度導入時には共済組合に加入しており、申立人の基礎年金番号は、平成9年1月に新規で払い出されている上、申立人は、「今までに、年金手帳を見たことは無い。」としていることから、基礎年金番号制度導入前には国民年金手帳記号番号が払い出されて

おらず、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、 申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期 間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、 ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

新潟国民年金 事案 1092

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 5 月及び同年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年5月及び同年6月

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が 未加入とされていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、 申立期間の国民年金加入記録が確認できないとの回答を受け取った。

昭和61年5月に離職した際に、家計をやり繰りしていた妻が、私の国民 年金加入手続を行い、保険料を納付しているはずである。

申立期間については、妻は保険料が納付済みであるのに、私だけが未加入 となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人と一緒に国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとするその妻の昭和61年5月及び同年6月の加入記録は、オンライン記録により、申立人が次の会社に勤務した後の同年8月1日に、国民年金第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更がされていることを考慮すると、申立人が61年5月に会社を退職後、その妻がすぐに国民年金の加入手続を行ったとは考え難い。

また、申立人のオンライン記録及びA市役所作成の国民年金被保険者名簿から、申立期間は未加入となっている上、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄においても、被保険者となった日が「昭和52年11月4日」、被保険者でなくなった日が「昭和53年9月5日」と記載されており、それ以降の期間については、年金手帳に資格取得日が記載されていないことから、申立期間は未加入であり、納付書が発行されず、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、氏名検索によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

新潟国民年金 事案 1093

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から41年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から41年2月まで

「ねんきん特別便」を受け取ったのを契機として国民年金保険料納付記録を照会したところ、申立期間については申請免除期間となっており、国民年金の納付記録は確認できなかったとの回答を受け取った。

私たち夫婦は、A市役所(現在は、B市C区役所)の年金担当者から、国民年金の保険料をさかのぼって納められることを教えられ納付した。その後も毎月、保険料を納付しており、納付漏れはないと思っていたのに夫の納付記録に未納期間が判明するとともに、私たち夫婦には、申請をした覚えのない申請免除期間が判明したことから、夫は年金記録確認第三者委員会に年金記録に係る確認申立てを行い、その結果、記録が訂正された。

私も申立期間が申請した覚えのない申請免除期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入手続に直接関与しておらず、加入手続を行ったと考えられるその両親は既に亡くなっているため、加入状況等は不明である。

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳番号総括払出簿により、昭和36年3月17日にD町役場(昭和45年市制施行)に払い出されていることが確認できる上、国民年金手帳記号番号払出簿には両親と連番で払い出されており、その両親は、同年4月から定期的に保険料を納付していることが確認できることから、申立人は制度発足時から国民年金に加入していたものと推認できる。

また、申請免除期間は36か月に及んでおり、年1回更新手続を行う必要があり、かつ、特殊台帳及びA市役所作成の国民年金被保険者名簿においても同

一期間が申請免除期間となっているなど、行政側の記録管理に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間の保険料を特例納付により納付したと主張しているところ、事実、A市役所作成の国民年金被保険者名簿により、昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間及び 43 年 6 月から 48 年 3 月までの期間の保険料が、50 年 12 月 18 日に第 2 回特例納付により納付されたことが確認できるものの、申立期間は申請免除期間であり、制度上、特例納付することができない。加えて、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

新潟国民年金 事案 1094

第1 委員会の結論

申立人の平成7年6月から8年3月までの国民年金保険料については、納付 していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和48年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年6月から8年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が 未加入とされていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、 申立期間の国民年金加入記録が確認できないとの回答を受け取った。

確かな記憶は無いが、申立期間は両親が国民年金加入手続を行い、その後 自分で保険料を納付したと思う。

国民年金保険料を納付していたのに、申立期間が未加入とされていること に納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、「自分で国民年金の加入手続を行った記憶は無く、両親が行ったと思う。また、保険料は自分で納付したと思うが定かではない。」としており、その母も、「申立人又はその兄の国民年金の加入手続や保険料の納付を行ったことがあるが、時期は定かではない。」としているなど、申立期間の再加入手続及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である。

また、A年金事務所保管の国民年金納付状況一覧表(B市に居住する国民年金加入者の保険料納付状況を表すもの)によれば、申立人の平成6年度の国民年金保険料は全期間納付されているものの、7年度の記録には申立人の国民年金手帳記号番号は存在しない。このことについて、日本年金機構Cブロック本部D事務センターは、「管轄外転出の場合は、翌年度の一覧表から国民年金手帳記号番号が削除される。」と回答しており、事実、申立人は平成7年3月に県外へ転出し、厚生年金保険の加入に伴い国民年金の被保険者資格を喪失している。その後、7年7月に再びB市に転入しているものの、7年度の国民年金納付状況一覧表には申立人の国民年金手帳記号番号が存在していないことか

ら、申立人は、申立期間について国民年金の再加入手続を行わなかったものと 推認できる。このことから、申立期間当時は国民年金の未加入期間であり、納 付書が発行されず、保険料の納付はできなかったものと考えられる。

さらに、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

新潟厚生年金 事案 1038

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年4月1日から32年6月1日まで

② 昭和37年11月1日から38年7月16日まで

③ 平成7年1月2日から同年9月18日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が 厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かり、社会保険事務所 (当時)に照会したところ、やはり、いずれの申立期間も厚生年金保険被保 険者期間となっていなかった。

いずれの申立期間についても、申立ての事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたと思うので、当時の社員写真や支給明細書などを基に調査を行い、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、「A社B事業所には、昭和 28 年 3 月 15 日に入社し、32 年 6 月 1 日にC社に入社する直前まで勤務した。」と主張しているが、A社B事業所は、「申立期間①当時の資料の保管が無いため、申立人の勤務形態や厚生年金保険料の控除の状況については不明である。」と回答している上、オンライン記録から、同社において厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員の一人は、「申立人は、新事業所稼働後 2 年後に病気のため退職したので、昭和 31 年 3 月に退職したと思う。」と証言しており、他の従業員一人は、「申立人とは、約 1 年間一緒に勤務したが、体を壊したために昭和 31 年 4 月までには退職していたのではないか。」と証言していることから、申立人の申立期間①の勤務実態を確認できない。
- 2 申立期間②について、D社E事業所は、「保管している健康保険の台帳から、申立人は、昭和35年11月10日に資格を取得し、37年11月1日に喪失した記録があるため、この期間は当社に在籍していたものと推測されるが、

人事記録等の資料が保管されていないため、申立期間②に、申立人が当社に 勤務していたかは不明であり、厚生年金保険料を控除していたかについても 不明である。」と回答している。

また、申立人は、申立期間②当時の職場の集合写真を所持しているが、当該写真に写っている同僚達の氏名を記憶していないことから、調査を行うことができない上、申立人が、自分の保証人だったとして氏名を挙げた者も、「申立人を覚えていない。」と証言していることから、申立人の申立期間②の勤務実態を確認できない。

さらに、D社E事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において確認できる、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日は、D社E事業所が加入するF健康保険組合の記録と一致している。

3 申立期間③について、G社から提出された雇入通知書及び雇用保険の被保 険者記録から、申立人が、申立期間③のうち、平成7年2月13日から同年 8月10日まで、同社H出張所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、G社は、「申立期間当時、1年未満の期間雇用の従業員は、短期雇用特例被保険者又は日雇労働者として雇用保険に加入させていたが、厚生年金保険への加入は、正社員又は通年雇用の従業員に限られ、期間雇用の従業員は加入させておらず、給与から厚生年金保険料も控除していなかった。」と回答しているところ、雇用保険の記録から、申立人は同社において、短期雇用特例被保険者として雇用保険に加入していることが確認できる上、同社から提出された賃金日計表兼賃金台帳の控除項目欄において、平成7年2月分から同年8月分までの期間、雇用保険料の控除額の記載は確認できるものの、厚生年金保険料の控除額の記載は確認できない。

4 申立人は、いずれの申立期間においても事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、いずれの申立期間についても厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人のいずれの申立期間についても、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月23日から39年1月1日まで

② 昭和39年11月5日から42年9月1日まで

③ 昭和39年1月4日から同年1月28日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間① 及び②が脱退手当金支給済期間となっていることが分かったので、社会保 険事務所(当時)に照会したところ、やはり、申立期間①及び②が、脱退 手当金が支給済みである旨の回答を受けた。

社会保険事務所の記録では、昭和 44 年 11 月 1 日に脱退手当金が支給されたことになっているが、最後に勤務した事業所を退職してから 2 年 2 か月も経過している上、当時は脱退手当金の制度も知らず、受給した記憶は無いので、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、A社に勤務した申立期間③についても、厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かったが、最初に勤務した会社を一緒に退職した同僚と同社に入社したことは間違いないので、申立期間③を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人に係る申立期間①及び②の各事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、申立期間②に係る事業所の厚生年金保険被保険者資格

を喪失した2か月後に婚姻しているところ、申立人に係る申立期間①及び②の各事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿において氏名変更記録が確認できることから、申立人が婚姻後の姓で脱退手当金を請求した可能性がうかがえる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 申立期間③について、申立人が一緒にA社に入社したとする同僚が、「昭和39年1月4日から申立人と一緒に勤務した。申立人は月末の3日前又は4日前には退職したと思う。」と証言していることから、申立人が、申立期間③当時、同社に勤務したことが推認できる。

しかしながら、A社は、「申立期間③当時の資料は無い。」と回答していることから、申立人の申立期間③当時の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、上記同僚は、「私もA社に入社してから6か月間は、厚生年金保険に加入していない。」と証言している上、オンライン記録から、A社において厚生年金保険に加入していることが確認できる元従業員は、「私は、災害が起こったよりも前から、A社に勤務していたが、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は同年7月1日となっている。」と証言していることから、同社では、従業員を採用と同時に厚生年金保険に加入させておらず、採用してから一定期間経過後に加入させる取扱いを行っており、申立人は、当該期間が経過する前に同社を退社したため、厚生年金保険の加入対象者とならなかったことがうかがえる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間③において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたものとは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間③において事業主により給与から厚生年金保 険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間③に係る厚生年金保 険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について 確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年2月1日から37年9月20日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間も引き続きA社に勤務し、当時、給与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間も引き続きA社に勤務していた。」としているが、A社は、「昭和34年から37年までの資料は保管されていないため、申立人が、申立期間も引き続き当社に勤務していたかどうかは不明である。」と回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立期間当時、同社で厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員に照会したところ、回答が得られた二人は、「申立人のことを記憶していない。」としている上、申立人は、当時の同僚の氏名を記憶していないことから、申立人が申立期間も引き続き、同社に勤務していたことが確認できない。

さらに、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

新潟厚生年金 事案 1041

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和32年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月1日から同年10月7日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社で勤務 した申立期間における標準報酬月額について、国の記録と自分の記憶する内 容に相違があることが分かった。

大学を卒業後、A社に入社し、本社で研修後、B支店に勤務した。最初の 月の給与は減額されたが、その後の給与は20万円くらいであったと記憶し ている。

調査の上、標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、昭和55年4月から同年7月までは10万4,000円、同年8月及び同年9月は11万8,000円とされており、これらの標準報酬月額の決定又は改定は、資格取得時又は随時改定時に行われたものであることが確認でき、遡及訂正等の不自然な点は見られない。

また、申立人と同一日に、A社において厚生年金保険被保険者資格を取得した女性従業員 78人の標準報酬月額を調査したところ、申立人の標準報酬月額 10万4,000円と同額の者が27人確認でき、その他51人については、申立人より低額の標準報酬月額で決定されていることが確認できることから、申立人の標準報酬月額が不自然に低額であるとも言えない。

さらに、上記 27 人は、オンライン記録から、申立人と同一日の昭和 55 年 8 月 1 日に、標準報酬月額の随時改定が行われていることが確認できるが、この うち 15 人は、申立人の標準報酬月額 11 万 8,000 円と同額に改定されており、

その他の 12 人についても 12 万 6,000 円又は 13 万 4,000 円に改定されている ことが確認できる。

加えて、申立人と同一日にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得した女性従業員で、申立人と同様に、大学を卒業後に同社に入社したとする従業員10人に照会したところ、10人はいずれも、「国の記録に疑問点は無い。」、「疑問点を挙げられない。」と証言している上、同社は、「申立人の給与、社会保険関係については不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間について、申立てどおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

新潟厚生年金 事案 1042

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月1日から44年1月11日まで 年金事務所の訪問調査により、A社(現在は、B社)に勤務した期間が、 脱退手当金として支給済である旨の説明を受けた。

脱退手当金の制度も知らず、受給した記憶は無いので、申立期間を厚生年 金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、脱退 手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の 脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さ はうかがえない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人が記載されているページとその前後各3ページに記載されている脱退手当金受給資格者19人の支給記録を調査したところ、支給記録がある被保険者は6人であることが確認でき、そのうち連絡先が判明した2人は、「退職時に、会社から脱退手当金の説明があり、『脱退手当金の受給を希望する者については、会社が代行して請求書類を社会保険事務所(当時)に提出する。』とのことで、請求手続を会社に行ってもらった。」と証言している。

さらに、オンライン記録から、上記6人はいずれも、A社の厚生年金保険被保険者の資格を喪失後6か月以内に脱退手当金が支給されていることが確認できるところ、申立人は、同社の厚生年金保険被保険者の資格を喪失後1年5か月後に脱退手当金が支給されていることが確認できることから、申立人は、同社を退職する際には脱退手当金の請求を希望せず、その後に申立人が脱退手当金の請求を行った可能性は否定できない。

加えて、オンライン記録から、申立人は、A社を退職後、昭和54年2月9日から同年7月3日まで国民年金に加入していることが確認できるが、その後は61年4月1日に国民年金第3号被保険者になるまで年金制度に加入していることが確認できない上、申立人自身も、年金に関心が無かったと述べていることから、必ずしも年金に対する意識が高かったとは言い難い。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を 受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

新潟厚生年金 事案 1043

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 明治45年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年9月21日まで

年金裁定請求を行った際、A社B工場に勤務した期間の厚生年金保険は脱退手当金が支払われているとされ、疑問に思っていた。

その後、「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、同じ記録となっていたため、改めて社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、やはり、申立期間について、脱退手当金が支給済みである旨の回答を受けた。

脱退手当金を受給していないと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険 者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人に係る 厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の保険給付欄には脱退手当金の支給の事 務処理を意味する「脱退手当」の表示が記載されているなど、一連の事務処理 に不自然さはうかがえない。

また、申立期間に係る脱退手当金は、A社B工場における厚生年金保険被保険者資格を喪失してから約1年1か月後(待機期間1年を含む。)の昭和21年10月7日に支給決定されている上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人が記載されているページとその前後各2ページに記載されている申立人と同日の資格喪失日である脱退手当金受給資格者14人の支給記録を調査したところ、脱退手当金の支給記録のある者は7人であることが確認できることから、事業主による代理請求が行われた可能性

がうかがえる。

さらに、申立人の妻から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手 当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。